

議案第九号

港区立認定こども園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立認定こども園条例の一部を改正する条例

港区立認定こども園条例（平成二十七年港区条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「及び給食費」を削る。

別表第四を次のように改める。

別表第4（第8条、第9条関係）

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額（子ども単位）	徴収日額（子ども単位）	
階層区分	定 義	幼児教育に要する費用	預かり保育に要する費用	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	円 0	円 0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯及び当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	0	0	
C	A階層を除き当年度分の区市町村民税の所得割が課税となる世帯	1 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以下である世帯	0	800
		2 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円を超え10,000円以下である世帯	0	800
		3 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が10,000円を超え77,100円以下である世帯	0	800
		4 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下である世帯	0	800
		5 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が211,200円を超える世帯	0	800

備考

- この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

預かり保育に係る給食費の保護者負担を軽減するため、本案を提出いたします。